

藤沢市個人情報保護審査会答申第24号

2014年12月4日  
(平成26年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護審査会  
会 長 篠崎 百合子

介護保険要介護認定・要支援認定申請書の開示請求却下決定処分に対する  
異議申立てについて(答申)

2014年(平成26年)4月28日付け(諮問第24号)で諮問された「  
(藤沢市 丁目 )にかかる直近の介護保険要介護認定・要支援認  
定申請書」に係る管理情報開示請求却下決定処分に対する異議申立てについて、次のと  
おり答申します。

#### 第1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人の行った「 (藤  
沢市 丁目 )にかかる介護保険要介護認定・要支援認定申請書」  
(以下「本件文書」という。)の個人情報開示請求に対し、2014年(平成26  
年)2月21日付けでした管理情報開示請求却下決定処分は、妥当である。

#### 第2 本件諮問までの経過

- 1 異議申立人は、2014年(平成26年)1月21日付けで、実施機関に対し、  
藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」  
という。)第20条第2項により、異議申立人の母 を本人とする管理  
情報(以下、 を「本件本人」という。)につき、代理人として開示請  
求をした(以下「本件開示請求」という。 )。
- 2 実施機関は、同月28日、条例第22条第1項の規定に基づき藤沢市個人情報保  
護制度運営審議会(以下「審議会」という。)へ諮問するため、本件開示請求に対  
する諾否決定期限を同年2月28日まで延長する決定をしたうえ、同日、審議会に  
対し、本件本人の介護に関する情報が含まれている管理情報につき、異議申立人が  
条例第20条第2項に定める代理人と認められるかにつき、諮問を行なった。
- 3 審議会は、同年2月13日、異議申立人には、本件本人に係る上記管理情報につ  
いて、条例第20条第2項に基づく開示請求権は認められないとの答申をした。

- 4 実施機関は、異議申立人が条例第20条第2項により本人に代わって開示請求をすることができる代理人に該当しないとして、同年2月21日付けで管理情報開示請求却下決定処分をした。
- 5 異議申立人は、同年4月19日、実施機関に対し、上記管理情報開示請求却下決定処分の取消しを求める異議申立てをした。
- 6 実施機関は、同月28日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し本件異議申立てについて諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 本件本人は異議申立人の母であり、本件本人に緊急のことが起こり家族に連絡をとらなければならない状況で主介護者に連絡がつかない場合なども想定されることから、異議申立人の本件開示請求が認められるべきである。
- 2 異議申立人に対して、その代理権が正当な代表権であるのかが審査されていない。

### 第4 実施機関の主張要旨

- 1 本件開示請求の対象とされている管理情報は、介護保険要介護認定・要支援認定申請書に係るものであり、介護に関する情報が含まれている管理情報である。したがって、請求人が条例第20条第2項の代理人に該当するためには、本人が介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障がいにより自ら開示請求をすることができない状態にある場合における配偶者、二親等以内の者又は現に介護をしている者であって、家族共同体構成員であることが必要である（藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成15年藤沢市規則第19号。以下「施行規則」という。）第14条第5号）。
- 2 この点、本件本人は要介護認定を受けており、要介護認定の調査票及び主治医の意見書からすると、本件本人は介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害がにより自ら開示請求をできない状態である。また、異議申立人は本件本人の子（二男）であり、本件本人の二親等以内の者である。
- 3 しかし、異議申立人は本件本人の居所を知らず、現在の状況も把握できない状況である。このことからすれば、異議申立人は本件本人の二親等以内の者であるとはいえず、本件本人の家族共同体構成員とは判断し得ない。

以上から、異議申立人は本件本人の介護に関する情報が含まれている管理情報を開示請求し得る代理人には該当しない。

### 第5 審査会の判断

- 1 条例第20条は、第1項において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする管理情報の開示の請求をすることができる。」

として自己を本人とする管理情報についての開示請求権を規定し、第2項において「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」のほか、「その他本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める場合における代理人」についても、本人に代わって開示請求をすることができるものと規定する。

そして、施行規則第14条第5号は、「本人が介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障がいにより自ら開示請求をすることができない状態にある場合における配偶者、二親等以内の者又は現に介護をしている者であって、家族共同体構成員であるもの」は「当該本人の介護に関する情報が含まれている管理情報」について、条例第20条第2項に定める代理人として開示請求等を行うことができるものと規定している。

2 本件本人が「介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障がいにより自ら開示請求をすることができない状態にある」ことについては、本件開示請求にあたって、異議申立人が本件本人にかかる介護保険資格者証（要介護5であることが記載されている）を提出し、また、実施機関においても、要介護認定の調査票及び医師の意見書を調査し、要件をみたすことが確認されている。

3 そこで、異議申立人が、本件本人との関係で、「配偶者、二親等以内の者又は現に介護をしている者であって、家族共同体構成員であるもの」にあたるかが問題となる。

異議申立人が本件本人と二親等以内にあることは、本件開示請求にあたって異議申立人が提出した本件本人の住民票及び異議申立人の戸籍謄本によって確認されている。

次に、「家族共同体構成員であるもの」に該当するかを検討する（なお、「家族共同体構成員であるもの」との要件が、「配偶者」「二親等以内の者」にもかかるのか、「現に介護をしている者」にのみかかるのか、すなわち、「二親等以内の者」についてもさらに「家族共同体構成員であるもの」が要件とされるのかについては、施行規則の文言のみからは一義的に明らかとはいえない。しかし、規則の文言上、「家族共同体構成員であるもの」の前に読点が置かれていることから、「家族共同体構成員であるもの」は、直前の「現に介護をしている者」だけでなく、「配偶者」「二親等以内の者」にもかかると解釈するのが通例であること、および、条例第20条第3項第2号ウが死者を本人とする管理情報の開示請求をなす場合として、家族共同体構成員の固有情報と同視することができることと二親等以内の者であることの両方を要件としていることに照らせば、生者を本人とする場合についても同様に、二親等以内の者であることに加え「家族共同体構成員であるもの」が要件とされていると解される）。

「家族共同体構成員であるもの」にあたるかについては、同居の有無、生計を一

にしているかどうか，経済的な協力関係の有無や程度，訪問や音信などの交流の有無や程度などを総合的に評価し，社会通念に照らし，判断されるべきであるところ，本件においては，同居や経済的な協力関係が認められず，また，種々の事情があるにせよ本件開示請求時において約1年程度，訪問や音信などの交流も行われていないことから，「家族共同体構成員であるもの」にあたりと判断することは困難である。

#### 4 結 論

以上のとおり，異議申立人は，条例第20条第2項の「規則で定める場合における代理人」には該当せず，本件本人にかかる管理情報につき同規定に基づく開示請求権は認められない。

よって，実施機関の開示請求却下決定処分は妥当であると判断する。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2014.4.28	諮問
2014.5.16	藤沢市長から審査会へ管理情報開示・訂正等の請求却下決定に係る管理情報及び請求却下理由説明書の提出
2014.6.1	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2014.7.10	審査会 実施機関からの意見聴取 審議
2014.8.25	審査会 審議
2014.10.6	審査会 審議
2014.12.4	答申

## 第14期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2014年4月1日～2016年3月31日)

氏名	役職名等
小澤弘子	弁護士
小林純二郎	医師
篠崎百合子	弁護士
田中則仁	神奈川大学経営学部教授
吉田眞次	公認会計士

会長 職務代理者